

情報公開制度の運営の改善に関する意見書について



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成31年2月18日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号

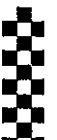
担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現在、千葉県情報公開条例第27条の2第2項又は千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べても、千葉県情報公開条例第27条の2第3項又は千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項の規定により情報公開事務に係る苦情を申し出た場合と違って、提出者に個別に回答が届かないものとなっている。意見に対する判断は、貴推進会議事務局職員によると、議事録として公表することによって明らかにすることになっているとされている。</p> <p>しかし、前回の貴推進会議の開催から相当期間が経過しても、当該議事録が公表されていない。</p> <p>さらに、貴推進会議の当該審議部分が公開で行われたにもかかわらず、提出者本人が同会議の開催後に問い合わせたときに、貴推進会議事務局職員からは回答できないとの話があった。</p> <p>したがって、改善の意見についても、苦情申し出と同様に、その提出者本人に個別に回答すべきであり、それができなければ、議事録としての公表に係る標準処理期間を1週間程度に設定して公にしておくべきである。いずれにせよ、提出者本人が同会議の開催後に問い合わせたときには具体的な判断の内容を回答すべきである。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。</p> <p>以上以下余白</p>
-------	---





別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成31年4月18日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現在、千葉県情報公開条例又は千葉県議会情報公開条例に基づく処分又は不作為に係る審査請求において、行政不服審査法に基づく審理手続の併合を審査請求人に通知することには、標準処理期間が設定されておらず、著しい遅延があつたとしても報告がなされていない。なお、その具体的な事案については苦情申し出もしている。</p> <p>したがって、上記併合通知についても、標準処理期間を設定したうえで、標準処理期間を超過した場合には、他の場合と同様に、理由や事案を報告することとして公表すべきである。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。</p> <p>以上以下余白</p>
-------	---





別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和元年6月12日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>現在、千葉県では、各規程により、財務会計書類は、多くが「収入及び支出の証拠書類その他の財務会計に関するもの」として、5年の保存期間しか有していない。</p> <p>公文書等の管理に関する法律(以下、公文書管理法と言う)34条により「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定し地方公共団体の文書管理を規定している。公文書管理法は第二章 行政文書の管理 第一節 文書の作成 4条により、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定している。</p> <p>これらに鑑みると、「収入及び支出の証拠書類その他の財務会計に関するもの」を保存期間5年とすることは、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするという公文書管理及び県民一人ひとりが県政に関する情報を適正に評価し、的確な意見を形成することが可能となるよう、県の保有する情報を広く県民に公開していき、県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図るという情報公開の制度(千葉県情報公開条例の前文及び1条)を否定する行政作用に他ならない。</p>
-------	--



財務会計書類の保存期間を5年としていることは、財務会計上の行為に係る債権が公法上の権利であるとして5年の消滅時効を有していることが念頭に置かれているものと思料されるが、千葉県における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに千葉県の事務及び事業の実績を合理的に研付け、又は検証することができるようにするという公文書管理の精神からしても、真正なる事実に係る不当利得返還請求権は私法上の権利であるとして10年の消滅時効を有していること、真正なる事実に係る債務不履行に基づく損害賠償請求権は私法上の権利であるとして10年（改正民法では債権者が権利を行使することができることを知ったときから5年）の消滅時効を有していること、真正なる事実に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は私法上の権利であるとして20年の除斥期間（改正民法では不法行為の時から20年の消滅時効）を有していること、さらに、第二の念る事実に係る債権は公法上の権利であるとして5年の消滅時効を有していることから、少なくとも、25年は保存すべきであるところ、保存期間を定めた各規程の別表には25年の項目がないことから、25年を超え、かつ、これに最も近い保存期間である30年を保存期間とすべきである。このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。

以上以下余白

別記

第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和元年6月27日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☐千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☐千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>平成28年1月24日付け情報公開制度の運営の改善に関する意見書で理由説明書(現在の弁明書に相当するもの)の作成者の氏名と職名とを明記すべきであるとの意見を述べ、平成30年10月4日付け情報公開事務に係る苦情の申出書で弁明書の虚偽記載について苦情を述べた。しかし、両方とも、提出者の提出した書面の記載を誤解ないし曲解されたうえで審議が進行し、改善を求めたことにかえって改悪され、また、苦情を入れた者がおかしいかのような内容を公表された。</p> <p>今後、このようなことがないよう、改善を求めたことにつき改悪してはならないようにすべきであるとともに、明らかに意図的な誤解釈をすることがないようにすべきである。意見や苦情を認めたくないのであれば、申出人を貶めることで処理するのではなく、真摯に反省すべきである。</p> <p>そもそも、アメリカ合衆国では情報公開の担当者の氏名と職名は署名されている。それに倣うべきであるという意見であった。当然、貴会議委員は、そのような実情を知悉していることを前提に意見書を作成したのである。さらに言えば、理由説明書や弁明書は、実際には、実施機関の長が作成しているのではなく、担当職員が作成しているから、その作成者を氏名及び職名で表示すべきである。その件の意見書の意味も誤解ないし曲解されたうえで審議が集結したのであるから、正しい意味で解釈したうえで、決して改めてではなく、最初の審議をされたい。</p> <p>今後、このような事態になることを回避するためにも、意見書であれ、苦情申出書であれ、提出者の口頭意見陳述、提出後のさらなる書面の提出(現在は貴会議から要請された場合にしか提出できない)、提出者が貴会議の判断に対する不服申立てをすることができるようになるべきである。また、現在非公開で行われてい</p>
-------	--



る苦情申立ての審議には、申立人も傍聴ないし参加できるようにすべきである。

そして、意見を認めて改善すべきであるとした佐野委員を委員として再任しなかったことは、情報公開を改善すべきという意見を情報公開業務に反映すべきとした委員をやめさせたものというべきであり、このような措置をすべきではないし、再任すべきである。

このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。

以上以下余白

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和元年9月6日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>従前、開示実施時に立ち合いをした各開示等決定の担当職員や 審査情報課職員の話では、千葉県情報公開条例に基づく開示請求 であれ、千葉県議会情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉 県個人情報保護条例に基づく開示請求であれ、職員が職務上使用 している電子メールを一律で請求対象として扱っておらず、除外 しているとのことである。その理由としては、職員が異動すれば 職員と一緒に電子メールも移動するからだとのことであった。た だし、それらを印刷したものがファイルに綴じてあればそれを特 定はしているとのことではあった。</p> <p>しかし、電子メールを印刷したうえでファイルに綴じていない 場合であっても、職員のプライベートのPCや携帯電話の電子メ ールならばともかく、職員が職務上使用している電子メールは電 磁的記録として行政文書に該当するものであるから、現在の運用 を改めて、職員が職務上使用している電子メールも請求対象に含 めて特定したうえで開示等決定を行うようにすべきである。</p>
-------	--

以上





別記
第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和元年9月6日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>千葉県情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県議会情報公開条例に基づく開示請求であれ、千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求であれ、通知書に示されたもののうち、全部ではなく、一部を郵送してもらう(送付を受ける)場合、審査情報課の方で間違いがあつてはいけないという理由で、直接、来庁のうえで、その際に交付を受けるなり、請求者が閲覧して請求者で選別したうえで送付してもらうものを決めるなりするというにされています。</p> <p>しかし、「どれでもいいから一部送ってほしい」だとか、「一部と言ったら一部、それ以上は答えない」だとか、「私が欲しがりそうなものだけ」といった客観的に特定が困難ないし不可能な場合ならばともかく、請求者がどの一部の送付を希望せず、どの一部の送付を希望しているのかを明確にすることによって、審査情報課や千葉県警察本部情報公開・個人情報センターや出先機関の担当職員が合理的な努力(開示文書や通知書を閲覧・照合したり、担当課に照会したりすること等)により客観的に特定することが可能である。</p> <p>原状では、郵送により、全部の開示は受けられても、一部のみの開示が受けられないことになってしまっている。</p> <p>郵送で受け取りができるという趣旨は、交付の方法として来庁して受け取るという方法のみであると、請求者が開庁時間中に窓口に行って交付手続きを取らなければならないという負担が相当なものであることから、請求者に対する配慮と負担軽減であるといえる。</p> <p>したがって、上述のような客観的に特定することが可能である場合には、間違いがないよう注意したうえで、一部を郵送してもらう(送付を受ける)ことができるようにすべきである。なお、</p>
-------	--



	警察と公安委員会は審査情報課とは窓口が異なるが前記と同様にすべきであり、また、総合窓口を経由せず、出先機関に直接、請求する場合も同様にするべきである。
--	---

以上